(その1)

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
㋐	㋐	田	㋑㋒	0	0

30.5.16 佐賀県選挙管理委員会

平成　29　年分
（平成　年　月　日開催分）

（ふりがな）
1　政治団体の名称　　にじゅういち
たかまろう21

2　主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市白山1丁目4－18

3　代表者の氏名
福岡資麿

4　会計責任者の氏名
小部茂俊

事務担当者の氏名
豊福桂香
（電話）0952-20-0111
（電話）
（電話）
（電話）

受付 30.5.21 収支公開室 第　号

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類	参議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	福岡　資麿

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	福岡　資麿
公職の種類	参議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

備考
1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「☐」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「V」を記入すること。
2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
3. 「資金管理団体の指定の有無」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の、「☐」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「V」を記入すること。
5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の、「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の機関のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

103350

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額 ……	2,146,445
(前年からの繰越額) ……	865,438
(本年の収入額) ……	1,281,007
支　出　総　額 ……	1,184,020
翌年への繰越額 ……	962,425

2　収入項目別金額の内訳

(1)個人の負担する党費又は会費	
金　　額 ……	0
員　　数 ……	0

(2) 寄　　附		
ア寄附　(イを除く。) の区分	金　　額	備　　考
(ア) 個人からの寄附	1,281,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小　計 (ア)+(イ)+(ウ)	1,281,000	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　(ア＋イ)	1,281,000	

（その6）

(6)　その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	7	
合　　計	7	

（その７）

(7)　寄附の内訳			寄附者の区分	個　　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年　月　日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
角田　再起	20,000	H29.4.4	佐賀県神埼市千代田町用作2043-1	会社役員	
柳川　正純	20,000	H29.6.16	佐賀県佐賀市多布施1丁目7-26	会社役員	
栄岩　伸穂	30,000	H29.6.23	佐賀県佐賀市神野西4丁目10-9	団体役員	
〃	30,000	H29.7.5	〃	〃	
〃	20,000	H29.12.28	〃	〃	
倉田　雄平	50,000	H29.12.2	熊本県熊本市中央区出水1丁目1-49 クレアドール水前寺公園1101	会社員	
島内　正彦	3,000	H29.12.14	佐賀県小城市牛津町牛津727-5	無職	
正島　隆夫	20,000	H29.12.14	佐賀県佐賀市鍋島1丁目3-10	医師	
木原　昭裕	30,000	H.29.12.15	佐賀県鹿島市高津原4241-5	歯科医師	
豆田　眞幸	30,000	H29.12.20	佐賀県佐賀市三瀬村大字三瀬374	無職	
江口　尚久	20,000	H29.12.20	佐賀県小城市三日月町金田1054番地2	医師	
寺﨑　隆文	20,000	H29.12.21	佐賀県三養基郡みやき町原古賀308	会社役員	
宮原　洋一	100,000	H29.12.21	佐賀県佐賀市久保田町新田1468	医師	

この頁の小計	393,000
その他の寄附	888,000
合　　計	1,281,000

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経　常　経　費		
(1)　人　件　費	0	
(2)　光　熱　水　費	0	
(3)　備　品・消　耗　品　費	0	
(4)　事　務　所　費	184,020	
小　計	184,020	
2　政　治　活　動　費		
(1)　組　織　活　動　費	0	
(2)　選　挙　関　係　費	0	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣　伝　事　業　費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　そ　の　他　の　事　業　費	0	
(4)　調　査　研　究　費	0	
(5)　寄　附・交　付　金	1,000,000	
(6)　そ　の　他　の　経　費	0	
小　計	1,000,000	
合　計	1,184,020	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分　事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
収支報告監査費用	32,400	H29.5.29	古藤俊隆税理士事務所 税理士　古藤俊隆	佐賀県佐賀市駅前中央2-5-10-101	
この頁の小計	32,400				
その他の支出	151,620				
合計	184,020				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分　　寄附・交付金（寄附）			
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
寄附	1,000,000	H29.12.25	自由民主党佐賀県参議院選挙区第一支部	佐賀県佐賀市白山1丁目4番18号	
この頁の小計	1,000,000				
その他の支出	0				
合　　計	1,000,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　30　年　5　月　11　日

政治団体の名称　たかまろう２１

会計責任者の氏名　小　部　茂　俊　印

代表者の氏名　　印

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成30年5月7日

たかまろう２１
代表　福岡　資麿　殿

登録政治資金監査人

古藤 俊隆

登録番号　第４４７号
研修終了年月日　平成　21年2月5日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、たかまろう２１の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、たかまろう２１の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。



（３） 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４） 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

たかまろう２１と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上